

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	農林水産業共同利用施設災害復旧事業				担当部局庁		経営局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和31年度～				担当課室		総務課		総務課長 塩川 白良		
会計区分	一般会計				施策名		—				
根拠法令	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条				関係する計画、通知等		—				
事業の目的	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、暴風、洪水、高潮、地震等の自然災害により被害を受けた農林水産業共同利用施設の復旧を行うものであり、被害を受けた農林水産業の維持を図るとともに、その経営の安定に寄与することを目的としている。										
事業概要	異常な自然災害により被災した、農林水産業共同利用施設(農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設)の復旧に要する経費の一部を国が負担する。 なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法6条の措置が適用される場合は補助率の引き上げが行われる。 (補助率:一般災害2/10、激甚災害3/10～9/10)										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	90		7,565		—		1,422		9,077		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
	被災施設の早期復旧(災害関係予算につき目標値はない)		—	—	—		当該年度に被災した施設の復旧に必要な事業費の支出(災害関係予算につき目標値はない)		—	(—) —	
単位当たりコスト	—				算出根拠		—				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						提言P.19の「1日も早い復旧を目指す(後略)」、基本方針のP.17「農地や農業用施設等の着実な復旧」、基本方針のP.18「被災した製材・合板製造工場等の再生」、基本方針のP.18「冷凍冷蔵施設等共同利用施設の整備」に対応する事業。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						共同利用施設は農林水産業の事業活動の基本となる施設であるため、本施設を早期に復旧することにより、多くの被災農林水産業者の経営の再開を支援し、農林水産業の活動を正常化することが必要であることから、優先度が高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業は、激甚災害に指定されたものについて、国庫補助率をかさ上げすることで、地方及び事業者の負担を減らし、早期の復旧を可能としている。(本災害も激甚指定済み(平成23年3月12日閣議決定))					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき実施されている事業であり、昭和31年以来、長期にわたって被災農林水産業者の経営の再開・安定、産業活動の復旧に役立ってきたことが実証されている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						事業主体による復旧計画の作成、自治体によるチェック・監督、国による事業費の査定等、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき明確にされている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業は、農漁協等が所有する共同利用施設の原形復旧に限った事業であり、生産者組織等の所有する施設を復旧する場合や、施設拡充・統合を行う場合には、他の事業により対応することとしている。なお、本事業の実施にあたっては、事務取扱要綱(事務次官依命通知)により被害報告から事業完了まで計画的に行われている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						事務取扱要綱(事務次官依命通知)により、被害報告から事業完了まで明確にされており、これにより事業の迅速な着手、執行、進行管理が可能となっている。また、事業の実施に当たっては地方財務局立会いの下事業費査定を実施し、復旧費用の適正化を図っている。なお、施設倒壊の恐れがあるなど、緊急を要する場合は査定前着工により迅速な対応にも配慮している。					